

## 上田市総合計画審議会の運営について

### 1 上田市総合計画審議会の位置付け

上田市総合計画審議会条例(平成 18 年 7 月 1 日条例第 284 号)に基づき、市の基本構想及びこれに即する基本計画等について、調査審議することを目的に設置。

### 2 審議対象

- ・基本構想:計画期間 令和8年度～令和17年度
- ・基本計画(前期まちづくり計画):計画期間 令和8年度～令和12年度

### 3 任期(予定)

令和6年6月 ～ 最終答申完了(令和7年8月見込)

### 4 構成等

#### (1) 委員数

上田市総合計画審議会条例第3条に基づき、30人以内とする。

#### (2) 全体会及び3部会

全体会:基本構想に係る審議及び、基本計画に対する各部会審議内容の全体調整

部 会:基本計画中、施策大綱6分野を以下の通り3部会に分割して審議

|   | 部 会 名   | 主な政策検討分野          | 主担当部局                     |
|---|---------|-------------------|---------------------------|
| 1 | 市民・交流部会 | 自治・協働・行政・文化・交流・連携 | ◎市民まちづくり推進部<br>◎文化スポーツ観光部 |
| 2 | 環境・経済部会 | 自然・生活・環境・都市・産業・経済 | ◎環境部<br>◎産業振興部            |
| 3 | 厚生・教育部会 | 健康・子育て・福祉・教育      | ◎福祉部<br>◎教育委員会            |

### 5 審議会の進め方(予定)

#### ◆第1回審議会<全体会> (6/28)

委員委嘱、会長等選出、策定方針説明、今後の進め方説明、審議会委員向け研修

#### ◆第2回審議会<全体会/部会> (8/26)

<全体会> アンケート結果報告、市民意見聴取状況報告、まちづくりビジョン素案協議、  
第二次計画重点プロジェクト評価検証結果報告、第三次重点プロジェクト協議  
<部会> 部会長等選出、第二次計画評価検証結果報告

#### ◆第3回審議会<全体会/部会> (11/15)

<全体会> まちづくりビジョン案協議  
<部会> 分野別意見聴取結果等報告、まちづくり計画素案協議

◆第4回審議会＜部会/全体会＞（2/6）

＜部会＞ まちづくり計画案協議

＜全体会＞ まちづくりビジョン・まちづくり計画 中間答申(案)協議

◆第5回審議会＜全体会/部会＞（6月下旬）

＜全体会＞ パブリックコメント結果等報告、ビジョン案最終協議

＜部会＞ まちづくり計画案最終協議

◆第6回審議会＜全体会＞（8月上旬）

まちづくりビジョン・まちづくり計画 最終答申(案)確認

## 審議会における全体会・部会の取り扱いについて

第二次上田市総合計画について、調査審議するため、上田市総合計画審議会条例に基づき、上田市総合計画審議会を設置します。

審議会は、総合計画の策定について、市長の諮問に応じて調査審議をすることを任務とします。ここでは、全委員が出席する審議会を全体会とします。

### 1 全体会について

#### (1) 会議について

ア 会議は、会長が招集し、会長が議長となり会議を運営します。会長に事故ある時は、副会長がその職務を代理します。

イ 委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができません。

ウ 会議の議事は出席委員の過半数で決め、可否同数のときは、会長の決するところによります。

#### (2) 全体会と部会の関係

全体会は、部会で調査審議した結果について、調整を図りとりまとめます。

#### (3) 会議等の公開について

会議は原則公開とします。ただし、会長は事前に委員に諮り、当該会議の一部又は全部を非公開とすることができます。

なお、非公開としたものについては、その理由を会議概要に明記することとします。

#### (4) 会議概要について

会議概要は、審議の経過及び結果について、市民に分かりやすく要約したものとし、発言者の個人名は掲載しないものとします。

#### (5) 資料の説明等

関係部課長等が出席し、資料や市の施策等について説明を行うほか、質問等への対応を行います。

#### (6) 全体会の担当部局

全体会の事務的な運営は、政策企画部政策企画課が担当します。

## 2 部会について

上田市総合計画審議会条例第6条により、審議会に次の3つの部会をおくものとします。

部会では、主にまちづくり計画の担当分野について調査審議します。

①市民・交流部会 ②環境・経済部会 ③厚生・教育部会

それぞれ部会長、副部会長を委員の互選により選出します。

### (1) 会議について

ア 会議は、部会長が招集し、部会長が議長となり会議を運営します。部会長に事故ある時は、副部会長がその職務を代理します。

イ 委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができません。

ウ 会議の議事は出席委員の過半数で決め、可否同数のときは、部会長の決するところによります。

### (2) 部会会議の公開について

上記「全体会」の会議等の公開についてと同様とします。

### (3) 会議概要について

上記「全体会」の会議についてと同様とします。

### (4) 資料の説明等

上記「全体会」の資料の説明等と同様とします。

### (5) 部会の担当部局

部会の事務的な運営は、担当する部局が対応します。

○上田市総合計画審議会条例

平成18年7月1日

条例第284号

(設置)

第1条 上田市の長期基本構想及びこれに即する基本計画等（以下「総合計画」という。）について、調査審議するため、上田市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 審議会は、総合計画に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議をするものとする。

(組織等)

第3条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。

- 2 委員は、識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員は、その諮問に係る審議が終了したとき、任期も終了するものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、専門的な事項について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第6条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

(幹事)

第7条 審議会に、必要に応じて幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。